別紙第１号書式

（第１片）

納　付　書　・領　収　済　通　知　書

国税収納金整理資金

国庫金

年度	（受入科目）	（　取　扱　庁　名　）	第　　号

	百	十	万	千	百	十	円
本　税							
加算税							
加算税							
利子税							
延滞税							
合計額							

納期等の区分

左記の合計額を領収しました。

（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）

（納税者）

納　税　地

氏名又は名称

あて先
（国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地）

（第２片）

領　　収　　控

国税収納金整理資金

国庫金

年度	（受入科目）	（　取　扱　庁　名　）	第　　号

	百	十	万	千	百	十	円
本　税							
加算税							
加算税							
利子税							
延滞税							
合計額							

納期等の区分

左記の合計額を領収しました。

（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）

（納税者）

納　税　地

氏名又は名称

（第３片）

領　　収　　証　　書

国税収納金整理資金

国庫金

年度	（受入科目）	（　取　扱　庁　名　）	第　　号

	百	十	万	千	百	十	円
本　税							
加算税							
加算税							
利子税							
延滞税							
合計額							

納期等の区分

左記の合計額を領収しました。

（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）

（納税者）

納　税　地

氏名又は名称

備　考

1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦 11 センチメートル、横 21 センチメートルとする。

2　各片は、１辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。

3　各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

4　納税者の納税地及び氏名又は名称、年度、受入科目、取扱庁名、納期等の区分並びに金額は、法令に別段の定めがある場合を除き、納税者が記載するものとする。

5　窓付き封筒を用いる場合には、納税者の納税地及び氏名又は名称欄は、日本工業規格に適合するよう位置及び大きさを定めるものとする。

6　分任国税収納命令官（分任国税収納命令官代理を含む。以下同じ。）が取り扱う国税に係る納付書にあつては、各片中「(取扱庁名)」とあるのは、「(取扱庁名及び分任国税収納命令官在勤官署名)」とする。

7　法第 41 条第１項の規定により第三者が納付する場合又は国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）に規定する第二次納税義務者若しくは国税の保証人が納付する場合においては、納税者の納税地及び氏名又は名称欄に当該第三者、第二次納税義務者又は保証人の住所及び氏名又は名称を記載し、納期等の区分欄又は余白に納税者の納税地及び氏名又は名称を付記するものとする。

8　自動車重量税に係る納付書にあつては、各片中「納税地」とあるのは、「納税者が自動車重量税法（昭和 46 年法律第 89 号)第６条第２項各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる住所地等」とする。

9　登録免許税に係る納付書にあつては、各片中「納税地」とあるのは、「納税者が登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）第８条第２項各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる住所地等」とするほか、当該登録免許税が登記所の取り扱う登記に係るものである場合には、第３片中「領収証書」とあるのを「領収証書（照合用)」とするほかはこれと同一の書面を作成し、同片に接続させるものとする。

10　税関が取り扱う国税に係る納付書については、各片を領収証書、領収控及び納付書・領収済通知書の順に接続するとともに、用紙の大きさの縦を各片ともおおむね９センチメートルとするものとする。ただし、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和 30 年法律第 37 号）第７条第３項の規定により納付する郵便物の消費税等（法第２条第３号に規定する消費税等をいう。）に係る納付書については、各片を納付書・領収済通知書、領収証書及び領収控の順に接続することができる。

11　法第 34 条の２第１項の依頼により税務署長が送付する納付書については、用紙の大きさの縦を各片ともおおむね９センチメートルとするものとし、第３片の領収証書の当該送付を省略することができる。

12　法第 34 条の２第１項の依頼により税務署長が送付する納付書で、電子計算機を使用して４に掲げる事項を記載するものについては、第１片の納付書・領収済通知書及び第２片の領収控に代え、付表の納付書・領収済通知書及び領収控を用いることができる。この場合には、２及び３にかかわらず、付表の納付書・領収済通知書及び領収控並びに第３片の領収証書に４に掲げる事項を記載することができる。

13　電子計算機を使用して納付書を作成する場合で、日本工業規格Ｘ0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、２及び３にかかわらず、連続して接続した各片に同一内容の４に掲げる事項を印字する方法によることができる。

14　納税者の納税地及び氏名又は名称、年度、受入科目並びに取扱庁名のすべてが同一である二以上の国税については、これらを一括して１枚の納付書に記載することができる。この場合には、金額欄にその合計額を記載し、１件別の内訳を付記するものとする。

15　法第 34 条の５第１項の規定により納付受託者が納付する場合の納付書については、各片中「(納税者)」とあるのは「(納付受託者)」と、「納税地」とあるのは「住所又は所在地」とする。この場合には、受入科目の記載を省略することができる。

16　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、加算税、利子税又は延滞税の各欄を省略することその他所要の調整を加えることができる。

別紙第１号書式

付　表

国税収納金整理資金

納　付　書　・　領　収　済　通　知　書

国庫金

（受入科目）	納期等の区分		年度	（取扱庁名）	第　号
納税地	氏名又は名称	本税	加算税	加算税	利子税	延滞税	合計額
		百 十 万 千 百 十 円	百 十 万 千 百 十 円	百 十 万 千 百 十 円	百 十 万 千 百 十 円	百 十 万 千 百 十 円	百 十 万 千 百 十 円

あて先
（国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地）

上記の合計額を領収しました。

（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）

国税収納金整理資金

領　収　控

国庫金

（受入科目）	納期等の区分		年度	（取扱庁名）	第　号
納税地	氏名又は名称	本税	加算税	加算税	利子税	延滞税	合計額
		百 十 万 千 百 十 円	百 十 万 千 百 十 円	百 十 万 千 百 十 円	百 十 万 千 百 十 円	百 十 万 千 百 十 円	百 十 万 千 百 十 円

上記の合計額を領収しました。

（領収年月日、領収者名及び領収印）又は（領収者名の表示のある領収日付印）

備　考

1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦 26 センチメートル、横 36 センチメートルとする。

2　この付表は、各納税者の受入科目、年度、取扱庁名、納期等の区分、領収者及び領収年月日が同一である場合に限り、使用することができる。